

○田野町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例

平成11年6月15日条例第12号

改正

平成17年3月11日条例第1号

平成17年6月21日条例第18号

平成18年9月20日条例第19号

平成20年3月11日条例第2号

田野町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭に対して母子及び父子家庭医療費を助成することにより、母子及び父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「配偶者のない者」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる者

- (1) 離婚したものであつて現に婚姻していない者
- (2) 配偶者の生死が明らかでない者
- (3) 配偶者から遺棄されている者
- (4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている者

3 この条例において「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び訪問看護療養費、家族訪問看護療養費

(助成対象者)

第3条 母子及び父子家庭医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で田野町の区域内に住所を有するもの（以下「助成対象者」という。）について助成する。

- (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする配偶者のない者
- (2) 現に配偶者のない者の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童
- (3) 現に配偶者のない者の監護を受け、その者と生計を同じくする65歳以上の老人

(4) 父母のない児童

(5) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする姉、祖父母等であって町長の認めるもの

(助成額等)

第4条 母子及び父子家庭医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額(法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金送付される高額療養費若しくは付加給付があるときはその額を控除した額)に相当する額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)の例により算定した額及び健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定により知事が定める看護料の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の制限)

第5条 母子家庭医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。

2 本人又はその者が属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得の合計額が200万円以上の者
(認定)

第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正行為により母子家庭医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

2 田野町母子及び父子家庭等の医療費の支給に関する条例(昭和47年条例第6号)は平成11年6月30日限りで廃止する。

附 則(平成17年3月11日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月21日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の母子及び父子家庭医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月20日条例第19号）

（施行期日）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。